

## 小川町契約規則

昭和39年7月22日  
規則第1号

(趣旨)

第1条 町の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公告)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行なわなければならない。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第3条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号のほか必要と認める事項

(入札保証金)

第4条 令第167条の7に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上(インターネットを利用して普通財産の売払いを行う事務の手続き(以下「公有財産売却システム」という。))による一般競争入札を執行する場合にあっては、予定価格の100分の10以上)とする。

- 2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。
- 3 令第167条の7第2項の規定による担保は、次のとおりとする。

- (1) 国債又は地方債の証券
- (2) 鉄道債券その他政府の保証ある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

- (5) 銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
  - (6) 銀行に対する定期預金債権
  - (7) 株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）に定める、証券取引場において売買取引のため上場されている株式で、町長が承認したもの）
  - (8) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証
- 4 前項第1号から第3号までに掲げる証券は、無記名式とする。
- 5 第3項第6号に掲げる定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。
- 6 第3項第7号に掲げる株式を徴するときは、当該株式に所有権移転に必要な事項の記載押印をなさしめ又はこれに代わるべき書類を提出させるものとする。
- 7 第3項第8号の公有財産売却システムを管理する事業者の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、公有財産売却システムを管理する事業者に、入札参加者の代理となる旨の確認書及び当該当該入札参加者の納付が確保されていることを証する書面を提出させなければならない。

（小切手の現金化等）

第5条 前条第3項第4号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、町長は、会計管理者をしてその取立て並びにその現金の保管をさせ又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に、これを準用する。

（担保の価値）

第6条 第4条第3項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第1号から第3号までに定める債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格）
- (2) 第4号から第6号までに定める証券又は債券 小切手金額、手形金額又は債券金額
- (3) 第7号に定める株式 担保として提供の日の前日の終値の額（終値がないか又は明らかでないときは町長の定める額）の10分の6の額とする。
- (4) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

(入札保証金の納付の特例)

第7条 町長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2年箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 一般競争入札に参加しようとする者が、小川町競争入札参加資格等に関する規則（平成15年小川町規則第25号）第2条に規定する指名競争入札の参加資格者名簿に登載されているとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を町に提出しなければならない。

(予定価格の作成)

第8条 町長は、一般競争入札に付する場合には、その事項の価格を当該事項に関する図面、仕様書、設計書等によって予定価格書を作成し、封書にして開札の際これを開札場所に置くものとする。ただし、町長が入札執行前に予定価格を公表する必要があると認める場合はこのかぎりでない。

(予定価格の決定方法)

第9条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続して製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短を考慮して適正に定めるものとする。

(入札手続)

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記載し記名

押印のうえ、指定の場所及び日時において入札しなければならない。ただし、インターネットを利用して入札事務を処理する埼玉県電子入札共同システム及び公有財産売却システムを使用する方法により入札する場合は、当該システムに必要な事項を登録させることにより行わせることができるものとする。

2 前項の場合において、入札保証金を要するものについては、その領収書又は預り証を入札書に添付しなければならない。ただし、入札保証金の納付が事前に確認された場合は、この限りでない。

3 代理人が入札しようとするときは、委任状を入札書に添付しなければならない。  
(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第11条 町長は、令第167条の10第1項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第12条 町長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第2条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(指名競争入札の入札保証金等)

第12条の2 第4条から第11条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(随意契約)

第13条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める契約の締結について随意契約によることができる額は、別表に定める額を超えないものとする。

2 町長は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、見積書を徴することが適当でないものについては、この限りでない。

(随意契約の予定価格)

第13条の2 随意契約により契約を締結しようとするときは、第8条及び第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格100万円以下又は町長が特にその必要がないと認めるときは、第8条に規定する予定価格調書の作成を省略することができる。

(契約書の作成等)

第14条 町長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したと

き又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が50万円をこえないとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

2 町長は、前項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合には、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第16条 令第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後直ちに還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求

があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4 第4条第3項ないし第6項、第5条及び第6条の規定は、第1項の契約保証金の納付にかえて担保を徴する場合に、これを準用する。

(契約保証金の納付の特例)

第17条 町長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 一般競争入札及び指名競争入札に付する場合において、令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者で、その者が過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約金額が500万円未満の小規模工事であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (6) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付される時。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額130万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約するとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと町長が認める時。

(監督職員の一般的職務)

第18条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により、監督に当る職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について立合い、工程の管理、

履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

- 3 監督職員は、監督の実施に当っては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において、特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第19条 法第234条の2第1項の規定により検査に当る職員(以下「検査職員」という。)は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

- 2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行なうための検査にこれを準用する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第20条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行なった場合の確認)

第21条 令第167条の15第4項の規定により、町の職員以外の者に委託して監督又は検査を行なわせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第22条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証(以下「保証事業会社の保証」という。)に係る工事に要する経費については、一件の契約金額が500万円を超えるものに対し、その契約金額の10分の4以内の額を前金払として支払うことができる。

- 2 前項により前金払をした保証事業会社の保証に係る工事にあつては、別に定めるところにより、当該前金払に追加して、その契約金額の10分の2以内の額を中間前金払として支払うことができる。

- 3 保証事業会社の保証に係る工事の設計・調査・測量業務委託に要する経費については、一件の契約金額が500万円を超えるものに対し、その契約金額の10

分の3以内の額を前金払として支払うことができる。

(前金払の増減)

第23条 前金払をした後において、工事又は工事の設計・調査・測量業務委託の設計変更その他の理由により契約を変更し契約金額に増減を生じた場合に、町長が必要と認めたときは、当該変更後の契約金額について前条で定めた率により算出した額と既支払前払金との差額を増減することができる。

(部分払の限度額)

第24条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第10号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年度分から適用する。

附 則 (平成9年規則第13号)

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。



附 則（平成19年規則第39号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第31号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第3号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第15号）

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

1	工事又は製造の請負	130万円
2	財産の買入れ	80万円
3	物件の借入れ	40万円
4	財産の売払い	30万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円